入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和３年６月10日

（契約責任者）中日本高速道路株式会社
八王子支社長　湯川　保之

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

【個別契約対象工事】

中央自動車道（特定更新等）日之城橋他１橋床版取替工事

〔基本契約対象工事〕

中央自動車道（特定更新等）韮崎ＩＣ～須玉ＩＣ間床版取替工事（電子入札（郵送入札）対象案件）

⑶　業務箇所

中央自動車道　西宮線

自）山梨県韮崎市穂坂町宮久保

至）山梨県北杜市須玉町大豆生田

⑷　工事内容

【個別契約対象工事】

中央自動車道（韮崎ＩＣ～須玉ＩＣ間）の日之城橋、正楽寺川橋の計２橋（上下線）において、床版取替工を行う工事である。また、あわせて塗替塗装を行うものである。

〔基本契約対象工事〕

中央自動車道（韮崎ＩＣ～須玉ＩＣ間）の日之城橋、正楽寺川橋、塩川橋の計３橋（上下線）において、床版取替工を行う工事である。また、あわせて塗替塗装を行うものである。

⑸　工事概算数量

【個別契約対象工事】

床版取替工　約6.5千㎡

塗替塗装　約７千㎡

詳細設計　６橋

〔基本契約対象工事〕

床版取替工　約８千㎡

塗替塗装　約８千㎡

詳細設計　６橋

⑹　工期

【個別契約対象工事】

契約締結日の翌日から1200日間（週休２日制モデル工事）

〔基本契約対象工事〕

契約締結日の翌日から1560日間

⑺　基本契約　本工事は、工事の契約締結に伴い、関連する工事の調査、設計及び施工を約定した基本契約を契約締結し、基本契約に基づいて本工事を契約締結することを条件とした工事である。基本契約に含まれる内容は、特記仕様書の補足事項もしくは図面の参考資料として示す内容とする。なお、基本契約の締結時期は、記１⑵に示す個別契約対象工事と同時期とする。

⑻　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑼　本業務は、資料提出、入札等を原則として電子入札システムで行う対象業務であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、例外的に電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき契約責任者に届出を行い郵送による紙入札方式によることができる。

⑽　本工事は、競争参加申請時に設計図書に参考として示した図面及び仕様書について技術提案を求め、技術提案の審査を行い、入札参加者として選定された者から提出された入札書の開札を行い、総合評価点が最も高い者を落札者とする「施工省力化技術導入総合評価方式（施工技術競争型）」の適用工事である。技術提案とは、あらかじめ指定する工事目的物に対する施工方法の省力化や簡略化に寄与する新技術・新工法の現場での活用や、研究開発が完了している技術のうち、建設事業に寄与する効果が高いと期待されるi-Construction（国土交通省が提唱するＩＣＴの全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策をいう。以下同じ。）の導入に関する提案をいう。

⑾　本工事は、本工事に関する調査・設計業務（以下「調査等業務」という。）を自ら行う予定の工事競争参加者による競争参加申請だけでなく、調査等競争参加者との共同（以下「設計工事共同企業体」という。）による競争参加申請も認める。

⑿　設計工事共同企業体により調査等業務を実施する場合は、調査等業務に関する業務成績評定を当社ホームページに掲載の「調査等成績評定要領」に準じて、建設コンサルタント会社を評価する。

⒀　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の工事である。なお、入札時に採用された技術提案については、契約後VEの提案は受け付けない。

⒁　本件は、電子契約によることができる。

2　競争参加資格

⑴　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規定第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく令和３・４年度競争参加資格における下記のいずれかの資格を有する者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。）であること。

①　単体の場合

当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点が1,250点以上の「橋梁補修工事」の資格を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合

当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点が1,150点以上の「橋梁補修工事」の資格を有する者の２者または３者で構成された特定建設工事共同企業体であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

③　設計工事共同企業体を構成する場合

工事競争参加有資格者は、上記①又は②を満足する者であること。建設コンサルタント会社は、「橋梁設計」の資格を有する者であること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者（いずれも上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又は、この条件を満たす者で構成された特定建設工事共同企業体、又は設計工事共同企業体でないこと。

⑷　施工実績　平成18年度以降に元請としてしゅん功（完了）した次の工事（業務）の施工（業務）実績を有すること。

①　単体、特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者又は設計工事共同企業体を構成する場合の代表者

求める実績：床版取替を実施した工事、若しくはＰＣ上部工又は鋼上部工の新設を実施した工事

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外又は設計工事共同企業体を構成する場合の代表者以外の工事会社

求める実績：床版取替を実施した工事、若しくはＰＣ上部工又は鋼上部工の新設を実施した工事

③　設計工事共同企業体を構成する場合の建設コンサルタント会社

求める実績：道路橋における床版取替若しくは床版打替の基本設計若しくは詳細設計、又は道路橋における鋼鈑桁橋または鋼トラス橋の基本設計若しくは詳細設計を行った業務

【①・②の施工実績】

・施工実績が、中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功した工事（旧日本道路公団（以下「旧ＪＨ」という。）が発注し、平成18年度以降にしゅん功した工事を含む。）である場合にあっては、工事成績評定通知書により通知された評定点が65点未満のものを除く。